上尾市手数料・使用料等の適正化に関する基本方針

(改訂版)

上 尾 市

目 次

1	はじめに	2
2	基本方針	2
	(1) 見直しの対象	2
	(2) 見直しの周期	2
	(3) 積算	3
	(4) 受益者と行政の負担割合の明確化	4
	(5) 手数料・使用料等の単位	4
	(6) 減免・割増の取扱い	4
	(7)激変緩和措置の設定	4
	(8) その他	5
3	積算に用いる費用の定義	5
	(1) 事業費	5
	(2) 人件費	5
	(3) 特定財源	5
4	積算方法	6
	(1) 手数料	6
	(2) -1 使用料(施設使用料)	6
	(2) -2 使用料(付帯設備使用料)	7
	(3) 行政財産に係る使用料又は貸付料	8
	(4) 実費徴収金	9
5	消費税の取り扱いについて	9
	(1) 消費税が課税となる手数料・使用料等	9
	(2) 消費税が非課税となる手数料・使用料等	9
6	積算に係る減算・加算の調整	11
	(1) 考え方	11
	(2) 手数料及び実費徴収金	11
	(3) 施設使用料及び付帯設備使用料並びに行政財産に係る使用料又は貸付料	12

1 はじめに

今後、本市では、生産年齢人口の減少に伴う市税収入の減少や公共施設等の資産更新問題への対応に加え、高齢化の進展に伴う社会保障関係経費の増加が予測されます。

こうした中で、本市が将来に渡って持続可能な財政基盤を確立するため、事務事業の見直 しや経費の削減など歳出全般の効率化を図るほか、平成27年度に策定した「第8次上尾市 行政改革大綱・実施計画」では、長期間見直しを行っていない手数料・使用料等について、 適正化を図ることとしています。

そこで、「上尾市手数料・使用料等の適正化に関する基本方針」を定め、本方針に基づき コストを積算した上で、市民が本来負担すべき割合等を勘案し、定期的に手数料・使用料等 の見直しを行うこととします。

2 基本方針

(1) 見直しの対象

見直しの対象は、次のとおりです。

ただし、法令等により料金又は積算方法が定められているもの、国、県又は一部事務組合において統一的な料金又は積算方法を定めた上で運用しているもの、及びその他市長が認めるものを除きます。

- ・「手数料」 証明書や住民票の写しの交付などに関する手数料
- ・「使用料」 公共施設又はその付帯する設備の利用に対する使用料
- ・「行政財産に係る使用料又は貸付料」
 - 一行政財産である土地、建物の使用を許可することにより使用させる場合の対価又は貸付料
- ・「実費徴収金」-市の出版物など諸収入のうち実費を徴収しているもの

(2) 見直しの周期

見直しの周期は原則として5年ごととします。ただし、例外については次のとおりです。

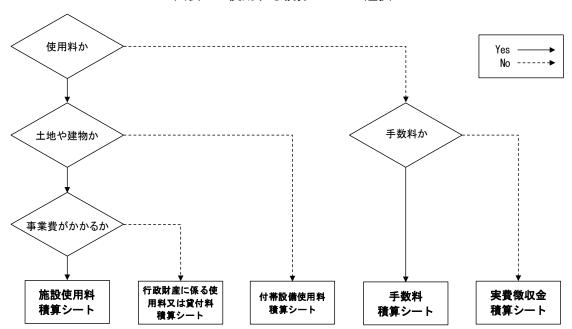
- ・行政財産に係る使用料又は貸付料…使用許可または貸付契約ごとに算定
- ・ 光熱水費等その使用実績に基づき徴収するもの…毎年度
- ・利用料金制を採用している指定管理施設の指定管理期間にある使用料
 - …新たな指定管理期間が始まる時期に合わせて行う
- ※消費税率の改定があったときは、上記に関わらず、必要に応じて手数料・使用料等の額を消費税率の改定時期に合わせて見直すこととします。
- ※手数料・使用料等の見直し、または新規に設定を行うときは、その額を確定すると きに行政経営課及び財政課に合議を経て市長決裁を行うこととします。

(3)積算

手数料、使用料等の積算にあたっては、それぞれを性質別に分類し、その中で基準と する手数料・使用料等を一つ設け、その種別ごとに「4 積算方法」により行います。

基準として設定したもの以外の手数料・使用料等の積算は、手数料については基準に対する処理時間等による倍率を、使用料については基準に対する面積及び貸出時間による倍率をそれぞれ求め、この倍率を基準の原価に乗じることにより行います。

また、面積及び貸出時間により難いときは、これらに加え、利用可能人数を勘案し、 一定の倍率を求めた上で原価に乗じることとします。



図表1 使用する積算シートの選択フロー

図表2 基準の設定と基準以外の積算方法の例

<諸証明手数料>

分類	種類	処理時間(分)	基準と倍率	積算方法
虹田事大作成六 件	印鑑証明書	10	基準	手数料等積算シートにより積算
証明書を作成交付	課税証明	8	0. 8	基準の積算結果× { 8 (分) ÷ 10 (分) }

<文化センター使用料>

貸出部屋	面積	貸出時間	基準と 倍率*	積算方法	
	41 m²	午前(3 時間)	基準	使用料積算シートにより積算	
集会室 303		午後(3 時間半)	1. 17	基準の積算結果× {3.5 (時間) ÷3 (時間) }	
		夜間(3 時間半)	1. 17	基準の積算結果× {3.5 (時間) ÷3 (時間) }	
集会室	193 m [*]	午前(3 時間)	4. 71	基準の積算結果× {193 (㎡) ÷41 (㎡) }	
201		午後(3 時間半)	5. 49	基準の積算結果×{ 193 (㎡) ÷ 41 (㎡) }×{ 3.5 (時間) ÷ 3 (時間) }	

※小数第3位を四捨五入

(4) 受益者と行政の負担割合の明確化

各種証明書の交付や施設の利用など、特定の市民が利益を受けるサービスについては、当該サービスの受益者が応分の負担をすることによって、利用しない市民との公平性を確保する必要があることから、受益者と行政の負担割合を明確にします。

(5) 手数料・使用料等の単位

手数料・使用料等の単位は、料金の額に応じて次のとおりとし、単位に満たない額は切り捨てます。ただし、「行政財産に係る使用料又は貸付料」については、端数処理は行わず、1円未満切り捨てとします。

料金	端数処理の単位
100 円未満	1円単位
100 円以上 1,000 円未満	50 円単位
1,000 円以上	100 円単位

また、端数処理を行う前の金額が現行料金と同額のものは、この限りではありません。

(6) 減免・割増の取扱い

減免・割増の取扱いは、子どもや障害者、市外在住者等が利用する場合の特例的な措置として位置付け、その判断基準などについては別に定めます。

(7) 激変緩和措置の設定

現在、有料としている手数料・使用料等については、急激な増加に伴う市民生活への 影響を考慮し、改定する金額の上限を現行額の1.5倍とします。

(8) その他

① 事業費及び人件費の圧縮

行政改革の観点から、事業費についてはコストの、人件費については処理時間の縮減を図り、さらなる手数料・使用料等の圧縮に努めます。

② 有料化の検討

手数料・使用料等を徴収していない行政サービス又は公共施設等についても、受益 者負担の適正化の観点から、必要により有料化の検討を行います。

3 積算に用いる費用の定義

(1) 事業費

事業費は、投資的経費*1及び土地借上料*2を除いたすべての経費に減価償却費*3を加えたものとします。また、消費税の取り扱いについては9ページを参照してください。

※1投資的経費 建設工事費や土地購入費など。

※2土地借上料 上尾市が使用しない土地の借上料は除く。

※3減価償却費 長期間にわたって使用される施設やそれに付帯する設備の取得に要した経費 を、その資産が使用できる期間にわたって費用配分した金額のこと。

(2)人件費

人件費は、職員、再任用短時間勤務職員及び非常勤職員それぞれの平均人件費(給料、諸手当、共済組合負担金等を含む)に人工*を乗じたものにパート賃金を加えたものとします。

※人工 職員の業務量の単位のこと。1人の職員が1年間に働く業務量を1人工とする。

(3)特定財源

特定財源は、その事業の実施に対して交付される国・県補助金や、その事業の実施により得られる手数料、使用料、行政財産に係る使用料又は貸付料、諸収入などをいいます。

ただし、本基本方針に基づき手数料・使用料等を積算するときは、その積算しようとする手数料・使用料等は特定財源に含めません。

4 積算方法

(1)手数料

① 積算の対象

証明書や住民票の写しの交付などの行政サービスの提供に対し徴収するものを対象 とします。

② 手数料の積算方法

当該サービスに係る事業費等を平均年間処理件数で除した1件当たりの原価に受益者負担割合を乗じて算出します。(消費税の取り扱いについては9ページを参照してください。)

手数料 = 原価×受益者負担割合

【原価の積算方法】

原価 = 事業費 + 人件費 - 特定財源 平均年間処理件数

③ 手数料の受益者負担の考え方と割合

特定の市民の利益のために提供する行政サービスに係る費用であることから、受益者負担割合は100%とします。

ただし、法令等により受益者負担割合が決定している場合は、この限りではありません。

(2) -1 使用料(施設使用料)

① 積算の対象

施設の利用に対し徴収する使用料のうち、事業費がかかるものを対象とします。

② 施設使用料の積算方法

当該サービスに係る事業費等を延床面積と年間貸出可能時間で除した1㎡1時間当たりの単価に、当該部屋の貸出面積と貸出時間を乗じた1件当たりの原価に受益者負担割合を乗じて算出します。(消費税の取り扱いについては9ページを参照してください。)

施設使用料 = 原価 × 受益者負担割合

【原価の積算方法】

原価 = $\frac{$ 事業費 + 人件費 - 特定財源 $}{$ 延床面積 × 年間貸出可能時間 $}$ × 貸出面積 × 貸出時間

③ 施設使用料の受益者負担の考え方と割合

施設使用料における受益者負担割合は、施設の性格に応じて「非市場的(行政的)」か「市場的(民間的)」か、「必需的(全市民)」か「選択的(特定市民)」かについて、次の4つの区分により判断します。

図表3 受益者負担割合の区分と割合

		<u> </u>			
		必需的(全市民)	選択的(特定市民)	
		日常生活におい 必要とされ	ヽて広く市民に るサービス	必要に応じて利用されるサービス	
非市場的	民間では提供又は実 施されにくく、主と して行政が提供又は 実施すべきサービス	・公園 ・道路 など		・文化センター使用料・市民体育館使用料・野球場使用料 など	
(行政的)		受益者(利用者)	市(税金)	受益者(利用者)	市(税金)
		0%	100%	50%	50%
市場的	市場的 民間でも提供されて おり、行政と民間が 競合するサービス	・ (見直し対象外) 保育料 ・ (見直し対象外) 幼稚園保育料 など		・プラザ22会議室使用料 ・自転車駐車場使用料 など	
		受益者(利用者)	市(税金)	受益者(利用者)	市(税金)
		50%	50%	100%	0%

(2) -2 使用料(付帯設備使用料)

① 積算の対象 施設に付帯する設備の利用に対し徴収する使用料を対象とします。

② 付帯設備使用料の積算方法

当該サービスに係る取得費等を耐用年数と平均年間貸出回数で除した1件当たりの原価に受益者負担割合を乗じて算出します。(消費税の取り扱いについては9ページを参照してください。)

付帯設備使用料 = 原価 × 受益者負担割合

③ 付帯設備使用料の受益者負担の考え方と割合

付帯設備使用料における受益者負担割合は、前項の施設使用料と同様とします(図表3)。

ただし、使用する施設と一体となっているもの(照明や空調等の設備)については、その部屋の受益者負担割合に合わせるものとします。

(3) 行政財産に係る使用料又は貸付料

① 積算の対象

地方自治法第238条の4の規定に基づき、行政財産である土地や建物を目的外利 用する場合の使用料又は貸付料を対象とします。

② 行政財産に係る使用料又は貸付料

使用する土地や建物の適正な価格に、市が定めた使用料率を乗じた1件当たりの原 価に受益者負担割合を乗じて算出します。

行政財産に係る使用料又は貸付料 = 原価×受益者負担割合

【原価の積算方法】

種類	使用の区分	単位	使用料	
土地	建物又は工作物の敷地展示場、駐車	月額	当該土地の適正な価格※に	
	場、材料置場等として使用させる場		1,000 分の 3.5 を乗じて得た額	
	合			
	電柱、街灯柱、地下埋設管若しくは	月額又は年	類似のものの使用料を勘案して	
	地上敷設管又はこれらに類するもの	額	市長が定める額	
	の用地として使用させる場合			
建物	建物の全部を使用させる場合	月額	次の各号に掲げる額の合計額	
			(1) 当該建物の適正な価格※	
			に 1,000 分の 6 を乗じて得た額	
			(2) 当該建物の敷地の適正な	
			価格※に 1,000 分の 3.5 を乗じ	
			て得た額(当該敷地が借地の場	
			合は、借地料に相当する額)	
	建物の一部を使用させる場合		当該建物の全部を使用させる場	
			合の使用料に相当する額に当該	
			建物の延べ面積に対する使用面	
			積の割合を乗じて得た額	

(行政財産の使用料に関する条例(昭和45年上尾市条例第27条)別表(第3条関係)を抜粋)

※適正な価格

土地の価格・・・使用用途に応じた地目による近傍類似の固定資産税評価額。

建物の価格・・・固定資産税評価額。但し、固定資産課税台帳に登録されていない建物の価格については、直近の固定資産税概要調書における1m²当たりの評価額をもとに算出した価格。

③ 行政財産に係る使用料又は貸付料の受益者負担の考え方と割合 行政財産に係る使用料又は貸付料における受益者負担割合は、「(2)-1使用料 (施設使用料)」と同様とします(図表3)。

(4) 実費徴収金

① 積算の対象

実費を徴収すべきものを対象とします。

② 実費徴収金の積算方法

当該サービスに係る事業費等を作成数(又は利用回数)で除した1件当たりの原価に受益者負担割合を乗じて算出します。なお、冊子等を職員が作成する場合については、それに係る人件費を算入します。(消費税の取り扱いについては9ページを参照してください。)

実費徴収金 = 原価×受益者負担割合

【原価の積算方法】

原価 = 事業費 (+人件費) - 特定財源 作成数 (又は利用回数)

③ 実費徴収金の受益者負担の考え方と割合 特定の市民の利益のために提供する行政サービスに係る

特定の市民の利益のために提供する行政サービスに係る費用であることから、受益者負担割合は原則100%とします。

5 消費税の取り扱いについて

消費税は、地方公共団体が事業として対価を得て行う取引も課税の対象としています。ただし、消費に負担を求める税としての性格から課税の対象としてなじまないものや社会政策的配慮から、課税しない非課税取引が定められています。

手数料・使用料等の積算における消費税の取り扱いについては次のとおりとします。

(1) 消費税が課税となる手数料・使用料等

消費税が課税となる手数料・使用料等は、事業費(付帯設備使用料の積算においては取得金額)を税抜価格で積算に用い、積算結果に対して消費税を付加します。

(2) 消費税が非課税となる手数料・使用料等

消費税が非課税となる手数料・使用料等は、事業費を<u>税込価格</u>で積算に用い、積算結果 に対して消費税を付加しません。

※非課税となるケース

1ヵ月以上の土地の貸付(駐車場除く)、火葬料を対価とする役務の提供、消費税法 第6条別表1の五に該当する役務の提供等。

※計算の順序

手数料・使用料等の額を積算し、消費税の計算を行ったうえで、次項の減算・加算の調整を行う。

6 積算に係る減算・加算の調整

(1) 考え方

政策的観点から手数料・使用料等の積算結果に減算・加算の調整を行う必要がある場合は、「4 積算方法」により積算した額に、以下に示す判断基準による減算・加算率(額)を加味した額を料金とします。

なお、複数の判断基準に該当する場合は、該当するすべての減算・加算「率」を乗じることとし、その上で、さらに減算・加算「額」がある場合は、その額を加減することにより積算します。

(2) 手数料及び実費徴収金

【減算】

- ① 上尾市地域創生総合戦略※1の重点施策と一致し、KPI※2に直結するとき▲90%
- ② 上尾市地域創生総合戦略の重点施策と一致するが、定率で減算することがふさわし くないと認められるとき
- ③ 近隣市町※3の同サービスにかかる手数料の最高額を超えるとき
- ④ 上記のほか、相当の理由により減算率(額)を決定することが必要であると認められるとき <u>個別に減算率(額)を決定</u>

【加算】

- ① 民間が実施する同様のサービスと比較して著しく差があるとき
- ② 上記のほか、相当の理由により加算率(額)を決定することが必要であると認められるとき 個別に加算率(額)を決定

※1 上尾市地域創生総合戦略

本市における人口減少対策、まち・ひと・しごと創生の実現に向け、今後特に注力していくべき施策を明らかにすることを目的とし、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を踏まえ、推進する施策を取りまとめたもの。

※2 KPI (重要業績評価指標)

上尾市地域創生総合戦略では、3つの基本目標を定め、各目標達成のために重点施策を掲げており、 これらの目標の進捗状況を客観的に検証できるよう設定した指標のこと。

※3 近隣市町

さいたま市、桶川市、北本市、鴻巣市、伊奈町とする。ただし、ごみ処理手数料(事業系)は、排出場所の存する市町村が近隣市町に限らないことから、県内市町村とする。

(3) 施設使用料及び付帯設備使用料並びに行政財産に係る使用料又は貸付料

【減算】

- ① 上尾市地域創生総合戦略の重点施策と一致し、KPIに直結するとき ▲90%
- ② 上尾市地域創生総合戦略の重点施策と一致するとき

▲50%

- ③ 市内及び近隣市町の類似施設における使用料との均衡を失するとき
- ④ ホール使用料等の貸出区分(午前・午後・夜間、休日・祝日、準備・練習)に応じて料金設定をするとき
- ⑤ 定期券または回数券の割引料金を設定するとき
- ⑥ 上記のほか、相当の理由により減算率(額)を決定することが必要であると認められるとき

個別に減算率(額)を決定

【加算】

- ① 民間が実施する同様のサービスと比較して著しく差があるとき
- ② ホール使用料等の貸出区分(午前・午後・夜間、休日・祝日、準備・練習)に応じて料金設定をするとき
- ③ 上記のほか、相当の理由により加算率(額)を決定することが必要であると認められるとき

個別に加算率(額)を決定

■積算結果が850円の場合の計算例

1. 減算(率)②上尾市地域創生総合戦略の重点施策と一致するとき ▲50%

<さらに減額する必要があると認められる場合>

2. 減算(額) ③市内及び近隣市町の類似施設における使用料との均衡を失するとき ▲50円 【計算例】

1. 850 円 × 50% = 425 円 \Rightarrow 400 円

2. 400 円 - 50 円 = 350 円

料金 350円

上尾市手数料・使用料等の適正化に関する基本方針 初 版 平成31年2月 改訂版 令和 4年4月

上尾市 行政経営部 行政経営課